

羽島市長寿お祝い商品券取扱店舗募集要項

高齢者の方へ敬老の意を表し、福祉の増進に寄与すること及び市内の経済循環を図ることを目的として、「羽島市長寿お祝い商品券」を配布します。

I 羽島市長寿お祝い商品券事業について

1 羽島市長寿お祝い商品券（以下「商品券」という。）について

発行者 羽島市

発行額 約 330 万円

発行枚数 約 3,300 枚

商品券の額面 1 枚 1000 円の共通券

配布対象者 満 75 歳（昭和 24 年 4 月 2 日から昭和 25 年 4 月 1 日に生まれた方）

配布方法 市から対象者に商品券を送付

使用期間 令和 6 年 10 月 1 日（火）～令和 7 年 1 月 31 日（金）

利用可能店舗 申込により登録された市内に店舗や事務所を有する事業者

2 商品券取り扱い厳守事項

- ・商品券は物品の販売又は役務の提供などの取引において使用可能です。
- ・商品券面額以下の使用の場合であってもお釣りはお渡ししないで下さい。
- ・不足分は現金等で受け取って下さい。
- ・商品返品の際の返金はできません。
- ・商品券の保管にあたっては、折ったり破ったりしないようにご注意下さい。
- ・使用期間を過ぎた商品券は受け取らないで下さい。
- ・商品券の盗難・紛失、滅失又は偽造、模造等に対して、発行者（羽島市）は責任を負いません。
- ・商品券の交換又は売買はできません。

3 商品券の使用対象にならないもの

- ・出資や債務の支払い（税金、振込代金、振込手数料、保険料、電気・ガス・水道・電話料金等）
- ・有価証券、金券、商品券（ビール券、清酒券、おこめ券、図書券等）、旅行券、乗車券、切手、はがき、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入
- ・たばこ事業法（昭和 59 年法律第 68 号）第 2 条第 1 項第 3 号に規定する製造たばこ又は電子たばこ（乾燥葉や液体をマイクロプロセッサで制御された電熱線の発熱により霧状化して、利用者に吸引させる喫煙具をいう。）の購入
- ・事業活動に伴って使用する原材料、機器類及び仕入商品等の購入
- ・土地・家屋の購入、家賃・地代・駐車料（一時預りを除く。）等の不動産に関わる支払

い

- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する性風俗関連特殊営業に要する支払い
- ・特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
- ・現金との交換
- ・前各号に定めるもののほか、本事業の趣旨にそぐわないもの

Ⅱ．登録店舗の募集概要

1 参加資格

羽島市内において事業所（店舗）を有している者としてします。ただし、下記に規定する事業所は、対象外とします。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1項第2号に規定するもの、暴力団の構成員であると認められるもの、又は暴力団に資金提供を行う等暴力団の維持もしくは運営に協力し関与するもの。
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定するもの、又はこれに類するもの。
- (3) 特定の宗教団体又は政治団体と関わるもの
- (4) 法律又は公序良俗に反する営業を行うもの
- (5) その他市長が不適当と認める営業を行うもの

2 申込方法

商品券を取り扱うことができる事業所（以下、「特定事業者」という。）の登録を希望する者は、「羽島市長寿お祝い商品券特定事業者登録申請書兼誓約書」に必要事項を記入し、市へ申し込んでください（郵送又はFAX可）。複数の店舗がある場合は、店舗ごとに登録が必要です。なお、登録料は無料です。

3 申込期限

申込期限は商品券使用終了日（令和7年1月31日）までとなります。ただし、一次募集の応募期限は令和6年7月31日（水）までとし、一次募集の期限内に登録が完了した特定事業者についてのみ、羽島市長寿お祝い商品券に同封するチラシに掲載し案内・周知します。一次募集の応募期限後に申し込んだ特定事業者は、市ホームページに掲載して案内・周知します。

4 登録

申し込みのあった事業者については、審査を経て、特定事業者として登録します。

ただし、登録後であっても下記に該当する場合には、審査により登録を取り消すことがあります。

- (1) 申込み内容に虚偽・不備等があった場合
- (2) 本募集要項に反する行為があった場合

5 特定事業者の責務等

次に掲げる事項について、遵守していただきます。

- (1) 特定事業者であることが明確となるよう、ポスターを利用者が認識しやすい場所に掲示してください。
- (2) 利用者が使用する商品券について、偽造されたものでないか確認をして下さい。なお、偽造防止ホログラムがない、色合いが明らかに違うなど、偽造された商品券と判別できる場合は、商品券の受け取りを拒否するとともに、その事実を速やかに警察へ通報して下さい。また、その旨を市にも報告して下さい。確認用として配布する見本券は、商品券を取り扱うすべての方に周知下さい。
- (3) 商品券を受け取った時は、再流出を防止するため、裏面に店舗名等を記入（スタンプ可）してください。
- (4) 使用期間中における商品の売買、サービスの提供等の取引に使用された商品券のみ換金可能です。
- (5) 商品券を、事業者間取引に伴う代金の支払い（商品仕入れ代金・諸経費等）に使用しないでください。
- (6) 羽島市長寿お祝い商品券事業の運営にご協力ください。

Ⅲ. 商品券の換金

- 1 商品券の換金手数料は無料とします。
- 2 商品券の換金を受けようとする特定事業者は、「羽島市長寿お祝い商品券換金請求書」に、取扱店名を記入した商品券を添付して提出してください。
- 3 換金請求は、令和6年10月1日（火）から令和7年2月28日（金）までの期間とし、別表1に記載する換金スケジュールに基づき締め切ります。
- 4 換金は1か月に1回の銀行振込とし、換金請求書及び商品券の枚数を確認の上、特定事業者の登録口座へ入金します。
- 5 換金請求期間を過ぎたものは、いかなる理由があろうとも換金に応じません。

Ⅳ. その他の留意事項

- 1 特定事業者の情報（店舗名称・所在地・電話番号・業種等）は「商品券利用可能店舗」として、購入対象者向けの告知用印刷物・ホームページなどに掲載します。
- 2 特定事業者向けのマニュアルを作成し、9月以降に順次配布します。

- 3 商品券の取扱い、換金の方法など詳細については、後日配布するマニュアルを参照してください。
- 4 本募集要項に違反する行為が認められた場合、換金の拒否や特定事業者の登録取消を行う場合があります。
- 5 本募集要項に記載されていない事項及び定めのない事項に関しては、市がその都度対応を決定します。

(申込・問い合わせ先)

羽島市健康福祉部高齢福祉課高齢福祉係

〒501-6292 岐阜県羽島市竹鼻町55番地

電話058-392-1111（内線2552）

FAX058-392-2863

別表1

回数	締切日	振込予定日
第1回	令和6年11月15日（金）	令和6年11月29日（金）
第2回	令和6年12月13日（金）	令和6年12月27日（金）
第3回	令和7年1月17日（金）	令和7年1月31日（金）
最終	令和7年2月28日（金）	令和7年3月14日（金）

※郵送の場合、締切日必着ですのでご注意ください。